

1. 市税一覧表

区分	課税の対象		納税義務者	賦課期日	課税標準・税率等			申告の期限	納期																								
市 民 税	個 人	○市内に住所を有する個人 ➡ 均等割額及び所得割額の合算額により課税	○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住 所を有しないもの ➡ 均等割額のみ課税	1 月 1 日	【均等割】 税 率：3,000 円 【所得割】 課税標準：前年の所得について算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 税 率：6%			○申告書の提出期限 3 月 15 日 ○給与支払報告書の 提出期限 1 月 31 日	普通徴収 第 1 期 6 月 1 日 ～6 月 30 日 第 2 期 8 月 1 日 ～8 月 31 日 第 3 期 10 月 1 日 ～10 月 31 日 第 4 期 翌年 1 月 1 日 ～1 月 31 日 特別徴収 6 月から翌年 5 月 までの 12 回 （徴収した月の翌 月の 10 日までに納 入）																								
		○市内に事務所や事業所等を有する法人 ○市内に事務所や事業所等を有する公益法人等で、収益事業を 行うもの ○法人でない社団又は財団で、代表者等の定めがあり、収益事 業を行うもの（人格のない社団等） ➡ 均等割額及び法人税割額の合算額により課税 ○市内に寮や保養所等を有する法人で、市内に事務所や事業所 を有しないもの ○市内に事務所や事業所等を有する公益法人等で、収益事業を 行わないもの ➡ 均等割額のみ課税 ○法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される 個人で、市内に事務所や事業所等を有するもの ➡ 法人税割額のみ課税			<table><tr><td colspan="2">【均等割】</td></tr><tr><td>法 人 の 区 分</td><td>税率（年額）</td></tr><tr><td>・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することがで きないもの以外（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者等の 定めがあり、収益事業を行うもの） ・ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当する ものを除く） ・ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は 出資金の額を有しないもの</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>資 本 金 等 の 額</td><td>市内の従業者数及び税率 （年額）</td></tr><tr><td></td><td>50 人以下</td><td>50 人超</td></tr><tr><td>1,000 万円以下の法人</td><td>50,000 円</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td>1,000 万円を超え、1 億円以下の法人</td><td>130,000 円</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>1 億円を超え、10 億円以下の法人</td><td>160,000 円</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>10 億円を超え、50 億円以下の法人</td><td rowspan="2">410,000 円</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>50 億円を超える法人</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td colspan="3">【法人税割】 令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度 ・ ・ ・ 9.7% 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 ・ ・ ・ 6.0%</td></tr></table>			【均等割】		法 人 の 区 分	税率（年額）	・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することがで きないもの以外（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者等の 定めがあり、収益事業を行うもの） ・ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当する ものを除く） ・ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は 出資金の額を有しないもの	50,000 円	資 本 金 等 の 額	市内の従業者数及び税率 （年額）		50 人以下	50 人超	1,000 万円以下の法人	50,000 円	120,000 円	1,000 万円を超え、1 億円以下の法人	130,000 円	150,000 円	1 億円を超え、10 億円以下の法人	160,000 円	400,000 円	10 億円を超え、50 億円以下の法人	410,000 円	1,750,000 円	50 億円を超える法人	3,000,000 円	【法人税割】 令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度 ・ ・ ・ 9.7% 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 ・ ・ ・ 6.0%
【均等割】																																	
法 人 の 区 分	税率（年額）																																
・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することがで きないもの以外（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者等の 定めがあり、収益事業を行うもの） ・ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当する ものを除く） ・ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は 出資金の額を有しないもの	50,000 円																																
資 本 金 等 の 額	市内の従業者数及び税率 （年額）																																
	50 人以下	50 人超																															
1,000 万円以下の法人	50,000 円	120,000 円																															
1,000 万円を超え、1 億円以下の法人	130,000 円	150,000 円																															
1 億円を超え、10 億円以下の法人	160,000 円	400,000 円																															
10 億円を超え、50 億円以下の法人	410,000 円	1,750,000 円																															
50 億円を超える法人		3,000,000 円																															
【法人税割】 令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度 ・ ・ ・ 9.7% 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 ・ ・ ・ 6.0%																																	

区分	課税の対象	納税義務者	賦課期日	課税標準・税率等				申告の期限	納期																																																																											
固定資産税	○固定資産（土地・家屋・償却資産）	○固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者	1月1日	課税標準：地方税法に特別の定めのあるものを除き、土地家屋又は償却資産の各課税台帳に登録された価格 税率：1.4% 免税点：土地 課税標準額 30万円 家屋 " 20万円 償却資産 " 150万円				○償却資産の所有者 1月31日 ○建物の区分所有者等に関する法律第2条第4項の共用部分の所有者の申出による補正 2月1日	第1期 4月1日 ～4月30日 第2期 7月1日 ～7月31日 第3期 12月1日 ～12月25日 第4期 翌年2月1日 ～2月末日																																																																											
軽自動車税	○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 ○軽自動車 ○二輪の小型自動車	○軽自動車等の所有者	4月1日	<table><tr><th colspan="2">種 別</th><th colspan="2">税率（年額）</th></tr><tr><td rowspan="6">原動機付自転車</td><td>50cc 以下</td><td colspan="2">2,000 円</td></tr><tr><td>125 cc以下かつ最高出力4.0 kW以下</td><td colspan="2">2,000 円</td></tr><tr><td>特定小型原動機付自転車</td><td colspan="2">2,000 円</td></tr><tr><td>50cc 超 90cc 以下</td><td colspan="2">2,000 円</td></tr><tr><td>90 cc超 125cc 以下</td><td colspan="2">2,400 円</td></tr><tr><td>ミニカー（50cc 以下）</td><td colspan="2">3,700 円</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td colspan="2">2,400 円</td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="2">5,900 円</td></tr><tr><td rowspan="13">軽自動車</td><td rowspan="2">二輪（125cc 超 250cc 以下）</td><td colspan="2">3,600 円</td></tr><tr><td rowspan="3">三輪</td><td>※新税率</td><td>3,900 円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>3,100 円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="6">四輪貨物</td><td rowspan="2">営業用</td><td>※新税率</td><td>3,800 円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">自家用</td><td>重課税率</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>※新税率</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td rowspan="6">四輪乗用</td><td rowspan="2">営業用</td><td>※新税率</td><td>6,900 円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>5,500 円</td></tr><tr><td rowspan="4">自家用</td><td>重課税率</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>※新税率</td><td>10,800 円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>7,200 円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>250cc 超</td><td colspan="2">6,000 円</td></tr></table> ※ 一定の環境性能を有する車両は、該当車両につき1年度分に限り税率軽減あり				種 別		税率（年額）		原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円		125 cc以下かつ最高出力4.0 kW以下	2,000 円		特定小型原動機付自転車	2,000 円		50cc 超 90cc 以下	2,000 円		90 cc超 125cc 以下	2,400 円		ミニカー（50cc 以下）	3,700 円		小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円		その他	5,900 円		軽自動車	二輪（125cc 超 250cc 以下）	3,600 円		三輪	※新税率	3,900 円	旧税率	3,100 円	重課税率	4,600 円	四輪貨物	営業用	※新税率	3,800 円	旧税率	3,000 円	自家用	重課税率	4,500 円	※新税率	5,000 円	旧税率	4,000 円	重課税率	6,000 円	四輪乗用	営業用	※新税率	6,900 円	旧税率	5,500 円	自家用	重課税率	8,200 円	※新税率	10,800 円	旧税率	7,200 円	重課税率	12,900 円	二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円		○新規取得・名義変更等 所有者となった日若しくは変更事由が生じた日から15日以内 ○廃 車 所有者でなくなった日から30日以内 ※ 新税率は、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に適用し、このうち一定の環境性能を有する車両には、該当車両につき1年度分に限り、その性能に応じた税率軽減あり ※ 旧税率は、平成27年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた車両に適用する ※重課税率は、最初の新規検査から13年を経過した車両に適用する	全期 5月1日 ～5月31日
種 別		税率（年額）																																																																																		
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円																																																																																		
	125 cc以下かつ最高出力4.0 kW以下	2,000 円																																																																																		
	特定小型原動機付自転車	2,000 円																																																																																		
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円																																																																																		
	90 cc超 125cc 以下	2,400 円																																																																																		
	ミニカー（50cc 以下）	3,700 円																																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円																																																																																		
	その他	5,900 円																																																																																		
軽自動車	二輪（125cc 超 250cc 以下）	3,600 円																																																																																		
		三輪	※新税率	3,900 円																																																																																
	旧税率		3,100 円																																																																																	
	重課税率		4,600 円																																																																																	
	四輪貨物	営業用	※新税率	3,800 円																																																																																
			旧税率	3,000 円																																																																																
		自家用	重課税率	4,500 円																																																																																
			※新税率	5,000 円																																																																																
			旧税率	4,000 円																																																																																
			重課税率	6,000 円																																																																																
	四輪乗用	営業用	※新税率	6,900 円																																																																																
			旧税率	5,500 円																																																																																
		自家用	重課税率	8,200 円																																																																																
※新税率			10,800 円																																																																																	
旧税率			7,200 円																																																																																	
重課税率			12,900 円																																																																																	
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円																																																																																		

区分	課税の対象	納税義務者	賦課期日	課税標準・税率等	申告の期限	納期
市 た ば こ 税	○卸売販売業者等が小売販売業者若しくは消費者等に行う売渡し又は消費等に係る製造たばこ	○製造たばこの製造者 ○特定販売業者（輸入業者） ○卸売販売業者		課税標準：売渡し等本数 税 率： 1,000 本につき 6,552 円	毎月 1 日から末日までの間の課税標準数量、税額等を記載した申告書を翌月末日までに提出するとともに納付	
鉱 産 税	○鉱物の掘採の事業	○鉱物の掘採の事業を行う鉱業者		課税標準：鉱物の価格 税 率：1%（月算 200 万円以下の場合は 0.7%）	毎月 1 日から末日までの間の掘採した鉱物の数量、課税標準額、税額等を記載した申告書を翌月 15 日から月末までに提出するとともに納付	
都 市 計 画 税	○市街化区域内に所在する土地又は家屋	○土地又は家屋の所有者	1 月 1 日	課税標準：土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 税率 0.3%		固定資産税と併納
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	○当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産	○国、地方公共団体	前年 3 月 31 日	国有財産台帳、公有財産台帳に記載された価格 算定率：1.4%		6 月 30 日

2. 市税に関する主な取り組み

年	月	内 容
平成 25 年	10 月	原動機付自転車の新課税標識（ご当地ナンバー）の導入
		税証明書コンビニ交付サービスの開始
	12 月	市・県民税額シミュレーションシステムの導入
平成 26 年	4 月	口座振替済通知書の廃止
平成 28 年	4 月	市税納付サイト/クレジットカード収納を軽自動車税で開始（※R1.12 終了）
平成 29 年	4 月	市税納付サイト/クレジットカード収納を固定資産税・都市計画税で開始（※R5.3 終了）
	6 月	市税納付サイト/クレジットカード収納を市・県民税で開始
平成 30 年	4 月	市税納付サイト/インターネットバンキング収納及びスマートフォン決済サービス P a y B（ペイビー）を開始
	5 月	4 月 固定資産税・都市計画税（市税納付サイトでの取扱 ※R5.3 終了）
	6 月	5 月 軽自動車税（市税納付サイトでの取扱 ※R5.3 終了） 6 月 市県民税（普通徴収）
平成 31 年	1 月	クレジットカード等を活用した市税等の納付環境の整備（市窓口）に係る実証実験を実施
		モバイル送金・決済サービス「L I N E P a y」の活用による市税等の納付環境の整備に係る実証実験を実施
	4 月	スマートフォンアプリ「O r i g a m i」の活用による市税等の納付環境の整備に係る実証実験を実施（※R1.12 終了）
令和元年	9 月	モバイル送金・決済サービス「L I N E P a y」、スマートフォンアプリ「P a y P a y」及び「d 払い」の活用による税証明書等の納付環境の整備に係る実証実験を実施
	10 月	市県民税（特別徴収）、法人市民税で、地方税共通納税システムでの納付を開始
令和 2 年	4 月	スマートフォン決済アプリ「P a y P a y」の活用による市税等の納付環境の整備を実施
令和 3 年	12 月	スマートフォンアプリ「a u P a y」「メルペイ」など 17 種類の Q R コード決済を追加し、税証明書等の納付環境の整備を実施
令和 5 年	4 月	地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割を追加 それに伴い、納付書に印字された地方税統一 Q R コード（e L-Q R）を利用した納付を開始